広報 こうた
No. 163　昭和43年2月15日
発行　額田郡幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　あいち印刷KK

人口動態（昭和43年2月1日現在）

総人口		18,783人
内	男	8,748人
	女	10,035人
世帯数		3,746戸

1月中の移動

	計		
出生	28人	男	18人
		女	10人
死亡	14人	男	8人
		女	6人
転入	61人	男	31人
		女	30人
転出	89人	男	25人
		女	64人

所得税確定申告の出張相談と受付

三月七日(木)　一般及び譲渡
三月八日(金)　〃
三月九日(土)　一般
一、場所　幸田町役場議場
一、時間　九時より四時迄

幸田都市計画街路（変更・追加・廃止）決定

昭和42年12月28日付

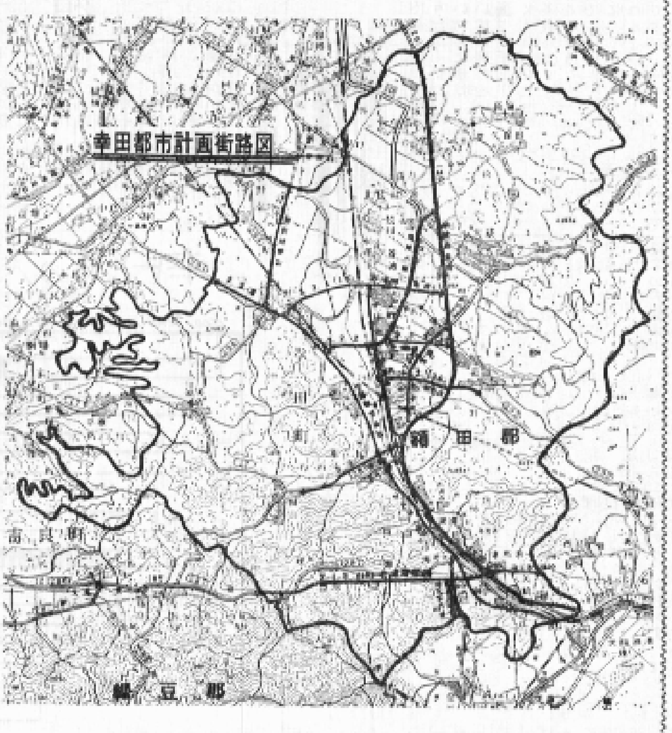

昭和35年10月22日幸田町全域が都市計画区域に決定され、翌年2月8日付で幸田都市計画街路が生れ昭和40年12月28日付で変更追加決定を受け今日にいたっておりましたが、新に大衣浦港と蒲郡を結ぶ衣浦蒲郡線、蒲郡港周辺臨海工業地帯と岡崎方面と接続する拾石野場線、更に三河湾国定公園西浦形原温泉等国鉄三ケ根駅からの観光ルート深溝西浦線、なお蒲郡線は蒲郡都市計画に基づき蒲郡編入のため廃止としました。

このような観点から建設省へ申請していたところ昨年12月28日決定されました。

建設省告示全文

建設省告示第4518号

幸田都市計画街路を次のように変更追加及び廃止する

その関係図書は愛知県庁及び額田郡幸田町役場に備え置いて縦覧に供する

昭和42年12月28日
建設大臣　保利　茂

春の全国火災予防運動始まる

二月二十八日〜三月十三日

二月二十八日から三月十三日まで、春の全国火災予防運動が行なわれます。

毎年春先は空気が乾燥して火災が起りやすく、大火になりやすい季節ですから春先の火の取り扱いには十分気をつけましょう。

昨年の愛知県下の火災発生状況は、十一月末現在で二、八七六件、十二億八千七百万円余の損害額となっています。これを前年同期に比較しますと、件数では五一八件増え、損害額では約一億四千万円の減少となっております。

火災の原因は、たばこの吸いがら、子供の火遊び、たき火、コンロなどの不始末によるいわゆる失火が全体の九五パーセントを占め残りは放火、自然発火などとなっております。

火災は、建物火災が六五パーセントを占め、このうち一般家庭からの出火が八五パーセントを占めております。

火災は、このように〝人災〟によるものが多く、少しの注意で防げますので、一人一人が防火の習慣を身につけることが大切です。

また、きいきんは、死傷者を伴う火災が非常に多くなっておりますので、次のことに十分気をつけ火災による死傷者を出さないようにしたいものです。

(1)就寝前には火の元を必ず点検すること。

(2)老人、乳幼児または身体の不自由な病人のみを残して外出したり、避難の困難な二階以上には寝かさないようにすること。

(3)住宅と店舗が一緒になっているもの、またはアパートなどの二階以上には、ロープ等簡易な避難器具を準備すること。

今年は〝国際人権年〟

今年は〝国際人権年〟です。

今年は、一九四八年の十二月十日に国際連合総会で、世界のすべての人々の人権を守るため「世界人権宣言」が定められてからちょうど満二十年になるので、〝国際連合ではこれを記念し、今年を特に〝人権強調の年〟と定めました。

ところで、いま世界はほうぼうで新旧の勢力が対立し、戦争の不安が少なくありませんが、こうした戦争はこれまでとかく人々の人権が、よく守られないところから起きております。

そこで、「世界人権宣言」も前の世界大戦が終ったとき、そうしたことから再び惨めな戦争を繰り返さないようにするために、世界中の国が人権を守りこれを侵さないように決めたものです。

そこで、私たちもこの際、こうした世界人権宣言や日本国憲法の精神を充分理解し、お互いに人権を守り合って、国内の平和はもとより世界の平和を守り、幸せな暮しを続けてゆくことができるよう、みんなで気をつけ努力してゆきたいものです。

区長・区長代理者が改選されました

各区とも初集会が終り、新しい区長・区長代理者が次のとおり、決定しました。

区名	区長名	生年月日
長峯	中村藤市	明43・1・1
久保田	有馬藤雄	大5・4・11
坂崎	小林佐一	明37・9・12
大草	清水昌一	大2・2・18
高力	谷川順市	大10・10・29
鷲田	成瀬守一	大2・1・24
新田	本多律二	大12・2・3
岩瀬	小玉隆夫	大10・4・26
横落	中根秀一	明44・11・10
三菱	有馬茂男	大4・5・5
幸田	貝吹成一	大4・3・19
芦谷	市川國松	大13・2・2
荻	草次正夫	大7・10・27
里	岩瀬増司	大10・12・8
市場	石川常雄	昭9・10・6
海谷	加藤富二	大9・6・30
逆川	春日井三郎	大11・2・6
須美	浅井勇雄	大14・1・19
桐山	稲吉定雄	昭4・1・1
六栗	杉浦貞一	大12・1・22
上六栗	大須賀俊雄	大11・11・9
野場	伊沢正一	大6・2・10
永野	本田多計夫	大4・4・6

区名	代理者名	生年月日
長峯	安藤光雄	大12・9・23
久保田	小野秀吉	明43・6・20
坂崎	未定	
大草	山下浦太郎	大2・12・23
高力	谷川美佐男	大15・5・25
鷲田	石川栄	明42・1・2
新田	志賀安夫	昭4・8・11
岩瀬	浅井貞治	明31・7・13
横落	中根一男	大9・7・10
三菱	伊東進	大4・12・4
幸田	伊奈　道	明43・10・1
芦谷	石川伍市	明39・1・20
荻	山崎英	明42・3・24
里	神取寿雄	明38・12・10
市場	音部賢一	大12・8・10
海谷	亀沢敏夫	大14・3・13
逆川	稲吉広治	大3・1・20
須美	平岩千吉郎	大12・6・12
桐山	稲吉新一郎	大4・11・14
六栗	高橋常治	昭2・1・25
上六栗	未定	
野場	鈴木三郎	大5・9・3
永野	都築順治	大2・3・27

消防分団長異動

さる二月一日付をもって幸田町の新分団長の顔ぶれがつぎのとおり決まりました。

○第一分団長
坂崎字城六十六　（有放二三七五番）
黒柳廣治

○第二分団長
菱池字西脇十八
（有放三一九一番）
小野理吉

○第三分団長
野場字下市場四十四　（有放六三六四番）
近藤武市

○第四分団長
深溝字下鶴五十一　（有放三八五八番）
田辺　勝

文芸

土筆俳句会一月例会
鷲田公民館　於暢草居

困の炬燵過労の足伸ばす　暢草
寒斎日嶋は鳴かずに寝てしまう　冬青子
寒卵割れば血ありし指おののく　白雨
荒れし手にどこよりか来る隙間風　愛草
報国譜まだ水仙の花若き　富貴子
くちなしの実の赤ければ鵙も踏まず　雪女
ねじ干の身をちぢらせて細りけり　清子
鏡餅ひゞ割れ聚惑生れ来し　鉄仙花
襤褸に見られゐるハイヒールの足　翠木
水しぶき乱離と凍る片瀬川　溯渓先生

◎投句を歓迎します。締切は毎月二十日
あて先、町内鷲田　本田暢草

戸籍移動

（出生）

出生児	父	区名
山本聡	勇吉	岩瀬
平岩範久	洋一	須美
神取芳明	敏明	里
稲吉博美	末治	荻
山本幸代	幸一	市場
山本学	博之	幸田
黒柳明美	隆司	大草
渋谷栄次	道	岩瀬
伊野裕之	蔵	大草
沢村有子	幸三郎	岩瀬
広野和幸	幹男	六栗
加藤智美子	雅敏	鷲田
高橋俊松	卓夫	六栗
三浦修	健市	坂崎
梅田昌幸	清	野場
清水博紀	豊	高力
服部滑美礼	照男	芦谷
保田孝史	正一	市場
本多省三	恭平	〃
清水かをり	忍	大草
近藤明	弥生	里
鵜山秀和	忠治	六栗
柘植政司	政身	芦谷
藤井由美子	洋士	六栗
井上秀徹	政敏	六栗
馬場ひろみ	勲	〃
宇野由紀子	良昭	〃
今泉有史	毅	〃

（死亡）

死亡者	年令	世帯主	区名
内藤せき	86才	才一	荻
小田ゆ里子	53才	源重	幸田
中村ちづ子	23才	龍也	長嶺
坂本萬太郎	72才	英男	野場
山本たつ	86才	朝野	海谷
山下輝男	九ヶ月	護	大草
伊沢利蔵	79才	利雄	野場
本多繁三郎	86才	好一	新田
梅村佐市	84才	虎治	海谷
天野惣八	77才	正	野場
斉藤岩吉	83才	厳	市場
山下ゑつ	88才	義一	大草
小野三十	79才	寿江光	岩堀
草次末子	4才	勇	荻

通行止のお知らせ

町道大草鷲田線は幸田町大字菱池字内宮地内で橋梁改築工事のため通行止になっていますから回してください。

通行止期間
昭和43年1月20日から
昭和43年3月30日まで

幸田町議会 第一回臨時会開催

幸田町議会第一回臨時会は、一月三十日招集され、会期を一日間と定め、提情書二件の報告をした後、議案の審議に移り、公有財産の取得に関する議案を始め六議案を慎重審議した結果、全議案とも原案どおり可決した。

議決議案の概要は次のとおり。

○議案第一号　公有財産の取得について。

幸田町立幸田中学校体育館等建設用地を追加買収するもの一、物件の所在　町内菱池字馬方一、面積　一八七平方メートル一、価格　一、〇二六、〇〇〇円

○議案第二号　幸田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

国家公務員の一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて改正するもの。

○議案第三号　幸田町特別職の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与の改訂に伴い、改正するもの。

	改正前	改正後
町長	月、〇〇〇円	月、〇〇〇円
助役	月、〇〇〇円	月、〇〇〇円
収入役	月、〇〇〇円	月、〇〇〇円

	改正前	改正後
議長	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
副議長	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
議員	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

○議案第四号　幸田町議会議員の報酬費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議員の費用弁償額を改正するもの。

	改正前	改正後
定例会	一日、一、〇〇〇円	一日、一、五〇〇円
臨時会	一日、一、〇〇〇円	一日、一、五〇〇円

○議案第五号　昭和四二年度一般会計補正予算。

地方交付税を財源に、予算において今回の給与改正に伴う人件費不足分その他一、六六五千円の追加。

○議案第六号　昭和四二年度幸田町（時別会計）国民健康保険特正予算。

療養給金を財源に予算額それぞれ一二千円の追加。

――所得税の確定申告始まる――

▲申告と納税は三月一五日まで
▲地方税もいっしょに告申を

ことしも二月一六日から所得税の確定申告と納税が始まり、その時期は三月一五日までです。

所得税の確定申告は、個人の昨年一年間の所得を計算し、それに対する税額を納税するものです。

そして、商業・工業・農業・などの事業や、医師・弁護士などの自由業を営む人をはじめ、給与所得者で給与以外の所得が五万円以上ある人などは、原則として確定申告を行ない、一年間の所得と税額を計算しなければなりません。

＝申告の一本化＝

納税者のかたがたの便宜のために、ことしの所得税確定申告も昨年と同様、所得税申告書に個人事業税（県税）個人住民税（市町村税）も一緒に申告するようになりました。

したがって、所得税の確定申告を終った方は、個人事業税と住民税の申告は必要がなくなりました。

＝証明書などをよく整えてお出かけ下さい＝

確定申告書には、証明書や領収証の必要なものがあります。そのおもなものは次のとおりです。

▲生命保険料控除を受けようとする人は、昨年中に支払った保険料の証明書。

▲損害保険料控除を受けようとする人は、昨年中に支払った保険料の領収書が必要。

▲雑損控除を受けようとする人は、災害などで被害を受けた資産の損失額や、保険金などで補なわれた金額の明細。

▲医療費控除を受けようとする人は、昨年中に支払った医療費の領収書が必要。

▲給与所得のある人の申告する場合は勤務先の源泉徴収票が必要です。

＝還付を受ける場合は申告を早めに＝

源泉徴収額や予定納税額が、年間税額より多く納めすぎとなっている方は、還付されますが、この場合確定申告書は、なるべく早めに提出されるようお願いいたします。

＝期限内に遅れないように申告を＝

所得税の確定申告の期間は、二月一六日から三月一五日までです。この期間内に申告をお出しにならないと、無申告加算税や、延滞税が全部にかかりますから期限内に申告をお済ませ下さい。

岡崎税務署

内縁の問題は家庭裁判所へ

内縁とは、実際は立派な夫婦でも婚姻をなすべきことを目的とするながらまだ婚姻届を出していないために法律上夫婦と認められない男女関係をいうのですが、わが国では婚姻届は遅れ勝ちで結婚しても内縁のままでいる人が意外に多数あります。

このような人々は、昔からの慣習で「子供ができたら」とか「家風に合うかどうか見た上で」籍を入れるという人もまだ相当あるようですが、何気なく届出を怠けている人が一番多いようです。

内縁関係は法律上の婚姻ではありませんから、婚姻に関する民法の規定は適用されません。これがためにいろいろな気の毒なことが起きて、裁判所も内縁の妻をなるべく法律上の妻と同じように扱おうとする気持からその救済にのり出し、内縁を「将来において適法な婚姻をなすべきことを目的とする契約」であると見たり、さらに進んで「内縁は法律上の婚姻に準じ事実上配偶者控除が認められない等といった不利不都合が多くあります。

家庭裁判所では、毎年内縁関係からおこる紛争の調停事件を全国でおよそ千件程度扱っておりますが、統計的に見ても内縁関係は婚姻関係に比べて不利のようです。

多数の人々に祝福されて結婚式を挙げながら、婚姻届をしないばかりに不利をこうむることを思えば、婚姻届は是非結婚式と同時に提出したいものです。

しかし婚姻届は二人の合意が必要であり、届出に際して相手の協力が得られず困っているかたや、内縁関係の問題で悩んでおられるかたは、家庭裁判所を利用してください。

家庭裁判所では、こうしたかたのため毎日無料で相談に応じておりますから、男女をとわずだれでも就職を希望されるかたは、その相談を実施しますのでこの機会に多数のかたが相談を受けて更生していただくようにお願いします。

日時会場等は次のとおりです。

△日時　二月二十七日（火曜日）午後一時～四時
△場所　幸田町役場　幸和寮
△指導者　岡崎公共職業安定所　鵜田事務官

幸田町の人口世帯数

昭和43.2.1現在

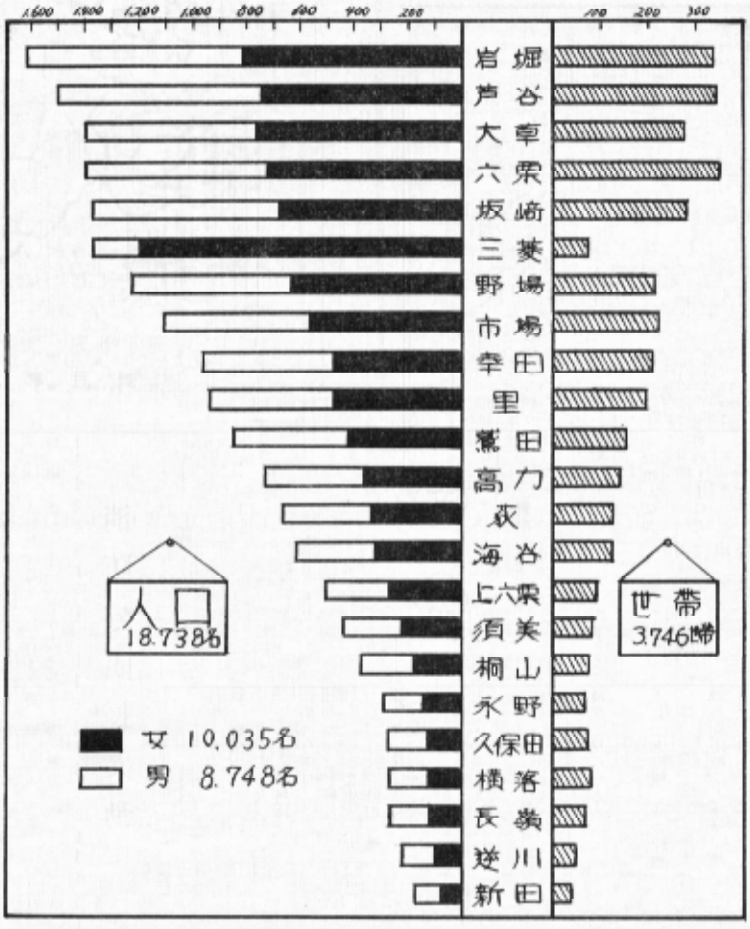

スポーツ　額田郡民卓球大会迫る

恒例の額田郡民卓球大会が次のとおり開催されます。町民皆様がたおさそい合せのうえ、多数ご参加ください。

一、期日、二月二五日（日曜日）午前九時三〇分開会

二、場所、幸田町中央公民館ホール

三、対象者、一般、中学生、

四、参加資格、額田郡（幸田町・額田町）在住・在勤の者（但し会日制の学生は除く）定時制夜間制は参加できます。

五、競技種目及び競技方法

①規則は日本卓球協会の規則を準用する。

②競技法

一般・中学生において男女別の個人シングルス、トーナメント法。

③使用球、ニッタク

六、申込み

期日、二月二二日（水）限り

届先、幸田町教育委員会事務局

様式、氏名、年令、性別、住所を明記のこと。

方法、電話、ハガキ、いづれも結構です。（有線電話二〇二八番、公社電話一〇五番）

七、備考

・上表の白色、淡色は禁止します。

・上靴昼食は各自持参のこと。

・詳細については問合せは町教育委員会事務局、体育係へお問合せください。

幸田町体レク協会

市町村沿革史「愛知の百年」を、あっせんいたします

わが国の地方制度は、近代日本の夜明けといわれる明治時代に制度化され時代のうつり変りと、ともに幾度かのまがりくねりを経て今日のごとき地方制度となりましたが最近における経済・交通のめざましい発展に今後も同らかの変革があるものと思われます。

市町村の名称、区域もこの間幾度か変って今日の姿となりました。明治百年、地方自治施行二十周年を記念して市町村沿革史一愛知百年一を具が出版されております。

とくにこの本は明治初年以来の市町村の統合集散の跡が簡明にあらわしてあり当時の市町村と現在の市町村を対比することが容易であります。

私達の町、幸田町が歩んだ過去百年をふり返ることも意義があり、また学校は勿論家庭における教材に役立つことも思います。希望されるかたは次により申込みをしてください。

記

一、申込期日　二月二十九日まで

一、申込先　役場総務課渉外係

一、価格　一八〇円（〒七〇円）

一、体裁　B5判一七四頁

幸田町身障だより

身体障害者求職登録

就職あっせんの相談の実施については身体障害者の雇用促進法に基づいて就職の促進をはかっていますが、今度職業安定所より管内に居住する身体障害者のなかに就職希望をもちながらその機会に恵まれず、困っているかたも多数ありますから、男女をとわずだれでも就職を希望されるかたは、その相談を実施しますのでこの機会に多数のかたが相談を受けて更生していただくようにお願いします。

日時会場等は次のとおりです。

△日時　二月二十七日（火曜日）午後一時～四時
△場所　幸田町役場　幸和寮
△指導者　岡崎公共職業安定所　鵜田事務官